

令和6年第2回定例会議事日程（第2号）

令和6年6月7日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第31号 吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第32号 令和6年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第33号 令和6年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第34号 令和6年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第35号 令和6年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第36号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 日程第9 報告第4号 経営状況の報告について（土地開発公社）

令和6年第2回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 令和6年6月7日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 6月7日 10時00分
 応 招 議 員 1番 新保 祐介 6番 横川 清一
 2番 丸谷 宏一 7番 是石 利彦
 3番 角畑 正数 8番 岸本加代子
 4番 向野 倍吉 9番 矢岡 匡
 5番 太田 文則 10番 山本 定生
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	花畑 明	子育て健康課長	梅林 正典
副 町 長	和才 薫	上下水道課長	奥家 照彦
教 育 長	若山誠一郎	地域振興課長	石丸 貴之
未来まちづくり課長	別府 真二	教 務 課 長	石丸 順子
総務財政課長	奥本 仁志	建 設 課 長	軍神 宏充
住 民 課 長	南 博己	検査会計室長	奥本 恭子
税 務 課 長	岩井 保子	吉富保育園長	鍛冶 淳子
会 計 管 理 者		吉富幼稚園長	
福祉保険課長	友田 哲也		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	中家 立雄
事 務 局	小原 弘光

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり

議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（山本 定生君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元の配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、横川議員、是石議員の2名を指名いたします。

日程第2. 議案第31号 吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第2、議案第31号吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書1ページを御覧ください。

議案第31号吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法やマイナンバー法と呼ばれる法律であります。この法律が改正をされたことに伴い、法改正の趣旨に沿って、本条例の一部を改正するものでございます。

今回の法改正では、マイナンバーの利用及び情報連携に関する規定が見直しをされました。

マイナンバーの利用の関係では、これまで法律の別表第1で認められた事務に限って利用ができておりましたが、改正によりこれらの事務と性質が同一であるとして、省令で定めた法律に準ずる事務についてもマイナンバーの利用が可能となりました。

マイナンバーによる情報連携の関係では、これまで法律の別表第2で認められた事務と情報に限って情報連携が可能とされておりましたが、マイナンバーを利用できる事務の範囲内であれば、省令で定めることで情報連携が可能になるように改められました。

これにより、その都度、法改正が必要であった新たな事務手続におけるマイナンバーの利用や情報連携について、改正後は、法律に規定された事務に準ずる事務であれば省令改正で利用が可

能となるほか、情報連携についても省令改正で可能となるため、より速やかなマイナンバーの活用が可能になるという内容の法改正でございます。

この法改正に伴いまして、先ほど申し上げました情報連携に関する法律の別表第2の規定が廃止をされたことから、この別表第2を引用しておりました本条例の改正を行うものでございます。

それでは、条例改正の内容について御説明をいたします。

○議長（山本 定生君） 課長、長くなるなら着座でどうぞ。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 着座で失礼いたします。

議案書は2ページ、付属資料の新旧対照表は1ページをそれぞれ御覧ください。

まず、第1条の改正でございます。第10号を第11号と改めます。こちらは、法改正に伴い生じた条ずれを修正するものでございます。

続きまして、第2条の定義の改正です。

今回の法改正に伴いまして、別表第2が廃止をされ、改正前の別表第2の第2欄に掲載をされていた事務につきましては、省令にまとめられ、法律上は特定個人番号利用事務と名づけられたことから、これに合わせて条例上の定義を第5号として追加をするものでございます。

また、同じく廃止をされた法律の別表第2の中で第4欄に掲載をされておりました、情報連携が認められる特定個人情報についても省令にまとめられ、法律上は利用特定個人情報と名づけられたことから、これに基づいて条例上の定義を第6号として追加をするものでございます。

次の第4条につきましては、町がマイナンバーを独自に利用できる事務の範囲に関する規定がありますが、まず、第1項については、第2条で定義をしたとおり、改正前の法別表第2の第2欄に掲げる事務につきましては、法に倣い、条例上も特定個人番号利用事務と定めることとする改正でございます。

続きまして、新旧対照表の2ページを御覧ください。

第3項につきましては、第1項と同様の改正に加えまして、改正前の法別表第2の第4欄に掲げられていた特定個人情報について、法に倣い、条例上も利用特定個人情報と定めることとする改正でございます。

第5条の改正につきましては、第1条と同様に、法改正に伴う条ずれに対応するものとなります。

最後に、議案書の2ページのほうにお戻りください。

下から2行目の附則としまして、この条例の施行日を公布の日からと定めるものでございます。

以上で説明を終わります。御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これから質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっています。なお、質疑の回数は、同

一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっていきますので、よろしくをお願いいたします。

また、質問者、答弁者の発言は、挙手をし、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより質疑に入ります。本案に対しての質疑はありませんか。横川議員。

○議員（6番 横川 清一君） 皆さん、おはようございます。

ちょっと関連質問になりますが、現在、吉富町でのマイナンバーの取得状況、あるいは、分かっている範囲内で結構ですけど、利用状況が分かれば説明をお願いします。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） お答えいたします。

取得につきましては、現在、約84.5%ほど取得しております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。（「利用状況」と呼ぶ者あり）

利用状況ちゅう意味が分からん。議案にちょっと外れるんで、どうです。答えられるなら答えでもいいけど。住民課長。

○住民課長（南 博己君） 利用状況につきましては、個人の利用ですので、こちらのほうで把握はできておりません。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。ほかにありませんか。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 今回の改正なんですけども、今現在、政府が進めてますマイナ保険証にも関係すると思うんですけども、どのような関係があるのか。関係がないというのであれば、また、お願いします。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 今回の条例改正につきましては、先ほど申し上げましたマイナンバーの利用と情報連携に関する事柄の法改正に伴うものでございます。今回のその法改正において、様々な内容の法改正が行われまして、その中の一つとしてマイナ保険証、マイナンバーと保険証の一体化、こちらも法改正の内容としては定められておりますが、今回の条例改正に関しましては、先ほど言いました情報連携等利用に関することですので、直接は関係してないということでございます。

○議長（山本 定生君） ほかにありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっと外れるかもしれませんが、政府はLINEの利用を進め

てますよね。我が町でもLINEでどうのという話も聞きます。一方では、LINEの危うさというのが、サーバーが外国にあるということで、そのことで今、いろんな議論がされていると聞いておりますが、それ何で悪いかというと、その情報が漏れると。

実際に、私も昨日、個人的なものですけど、ゆめタウンで過去作ったことがあったカードがありまして、おたくのやつは心配ありませんでしたという、調べた結果が何年か後に来ました。

そういうようなことは、調べて悪用されたということが分かるのかもしれませんが、後からわかることでありまして、もし、これはLINEなんかと吉富町につながるようなことは心配ないんでしょうか。それをちょっとお願いします。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） まず、このマイナンバーのカードの絡みの情報連携の部分で申し上げますと、これは、完全に閉鎖をされた中でのやり取りということになっておりますので、LINEが絡んで、安全性が損なわれる可能性というものは無いというふうに考えていただいております。

今、おっしゃってますのは、町の例えば、公式LINEということで、今、設けていることに関することを心配されているのかなというふうには思うんですけども、こちらにつきましては、今、町のLINEのシステムにつきましては、やり取りをしている全ての情報は、国内にある別の会社のサーバーで保存をしてやり取りをしているということでありまして、LINE社のサーバーのほうにはいかないというような仕組みを整えておりますので、安全性は担保されていると考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 賛成討論いたします。

これは上位の法改正に伴う、町の条例改正です。先ほど、私が少し疑問に思っておったことも、回答の中で大丈夫だということが聞けましたので、賛成をいたします。

○議長（山本 定生君） ほかにありませんか。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第3. 議案第32号 令和6年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（山本 定生君） 日程第3、議案第32号令和6年度吉富町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第32号については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号令和6年度吉富町一般会計補正予算（第2号）については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

日程第4. 議案第33号 令和6年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（山本 定生君） 日程第4、議案第33号令和6年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。準備よろしいですか。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページまで。

次に4ページ、事項別明細書、総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。

次に歳入6ページ。

歳入全般について御質疑ありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 歳入全般について、繰入金のところ基金繰入金とあります。基金の残額の取扱いをどのようにするのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（友田 哲也君） 基金の残額でございますが、今現在、7,505万6,761円でございます。

以上です。

○議員（7番 是石 利彦君） その後、取扱いどうするんですか。

○福祉保険課長（友田 哲也君） 取扱いについては今のところ、この分、基金で繰り入れて、今回、システム解除のほう等を充てておりますが、後に補助金等充てる予定になっておりますので、今のところ、基金を一旦使わさせていただきますが、使うというところは今のところございません。

以上です。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 私が聞きたかったのは、国保が県の管理になりますよね。そのとき、これを持って行って、その基金の中に入れるのか、それともここで使うのかという、その辺の考え方はどのようになるのかをお願いします。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（友田 哲也君） 県のほうに持って行ってというところの感覚がちょっとあれなんですけれども、基本的には国民健康保険税等で頂いたものの運用と、あと県から頂くお金もありますので、そういったところで運用すると。今のところの基金、これに関しては、まだ手をつけなくて済んでいるところでございます。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 要するに、使わなくてもいいんですけど、これからどんどん使っていくかもしれませんが、どうしても基金というものは、歳出が急に多くなったときのために取ってありますよね。そういう基金が県のあれになったときに、それを県の大きい基金の中に繰り入れるのかという考え方です。できればここで使うのかとか、そういうことを聞きたい。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） お答えします。

そもそも基金の活用というのが、今のところ、かかった医療費については、都道府県のほうからその医療費分が国保のほうに歳入として繰り入れられます。

町の国保はどうするのかというと、県に対して事業納付金というのを支払うこととなります。その事業納付金というのが、国保税を中心に充てるものなのですが、その事業納付金に不足が生

じたときに、基金を取り崩して、町の特別会計のほうに繰り入れるという運用が一般的な運用か
と思います。

その医療費と納付金のバランスが今のところ取れていませんので、取れていないというのが、
高医療の状況がずっと続いているので、バランスが取れていないので、やむを得ず、基金を取り
崩して特別会計のほうに繰り入れているという状況です。それが、今後もしばらく続くのではな
かろうかという推測です。

以上です。

○議長（山本 定生君） 次に歳出に入ります。7ページ。

歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に8ページ、補正予算給与費明細書について。同じく9ページ。

以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、福祉産業建設委員会に付託し
たいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号令和6年度吉富町国民健
康保険特別会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第5. 議案第34号 令和6年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（山本 定生君） 日程第5、議案第34号令和6年度吉富町水道事業会計補正予算（第
1号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

補正予算書1ページ。

補正予算実施計画書、収益的収入及び支出、支出2ページ。

予定貸借対照表、3ページ、4ページ、5ページまで。

補正予算実施計画明細書、収益的収入及び支出、支出6ページ。

給与費明細書、7ページ、8ページ、9ページ、10ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第34号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号令和6年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第6. 議案第35号 令和6年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（山本 定生君） 日程第6、議案第35号令和6年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

補正予算書1ページ。

補正予算実施計画書、収益的収入及び支出、2ページ。

予定貸借対照表、3ページ、4ページ、5ページまで。

補正予算実施計画明細書、収益的収入及び支出、6ページ。

給与費明細書、7ページ、8ページ、9ページ、10ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第35号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号令和6年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第7. 議案第36号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（山本 定生君） 日程第7、議案第36号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書7ページを御覧ください。

固定資産評価審査委員会委員の選任について。

固定資産評価審査委員会委員に次のものを選任したいので、同意を求めます。

住所、吉富町大字小犬丸388番地1、氏名赤尾肇一。昭和32年3月7日生まれ。令和6年

6月20日をもって任期が満了する赤尾肇一氏を再選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

赤尾さんは、現在67歳で、大阪産業大学工学部を卒業後、吉富町役場に入庁されました。長年にわたり建設課で勤務をされ、様々な公共施設の整備や土地に関する業務に携わってこられました。平成17年には建設課長に就任し、以降、産業建設課長、税務課長、上下水道課長を歴任し、平成29年に定年退職。その後も再任用職員として、建設課で主に土地に関する業務に携わってこられました。退職後は、地元の喜連島上地区の自治会長として、地域のために御尽力をされています。土地や建物に関する知識も申し分なく、税務課長として固定資産の評価に関する知識や経験も持ち合わせており、また、残る2人の委員が税理士と民間の不動産業の経営者であることから、委員会の委員構成の面でも、行政職員OBである赤尾氏は委員として適任者であると考えております。なお、任期は令和6年6月21日から3年間となっております。

以上で説明を終わります。御同意くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号固定資産評価審査委員会の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

日程第8. 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

○議長（山本 定生君） 日程第8、報告第3号繰越明許費繰越計算書について（一般会計）を議

題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書 8 ページをお願いいたします。

報告第 3 号繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和 5 年度吉富町一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

本報告につきましては、地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定に基づきまして、令和 6 年度へ繰り越すべき事業費並びに財源が決定し、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものです。

内容につきましては、議案書 9 ページを御覧ください。

まず、2 款総務費 1 項総務管理費、人事給与システム改修事業で、翌年度繰越額 1 6 1 万 7, 0 0 0 円でございます。こちらは、昨年度条例改正を御議決いただきました会計年度任用職員への勤務手当の支給に関する人事給与システムの改修事業でございます。システム改修に時間を要するため、本年 6 月からの支給に間に合うよう令和 5 年度中に着手をしましたが、年度内に事業が完了しなかったため、令和 6 年度に繰り越したものでございます。

財源は全て一般財源となっております。

次に、同じく 2 款総務費 3 項戸籍住民基本台帳費、氏名への振り仮名追加による戸籍システム改修事業で、翌年度繰越額 1, 1 7 9 万 7, 0 0 0 円でございます。戸籍の氏名への振り仮名追加に関する国による最終的な仕様の決定が遅れ、システム改修が年度内に完了しなかったため、令和 6 年度に繰り越したものでございます。

財源は 1, 1 4 1 万 8, 0 0 0 円が国庫支出金、残りの 3 7 万 9, 0 0 0 円が一般財源となっております。

次に、3 款民生費 1 項社会福祉費、低所得者支援給付金事業で、翌年度繰越額 5 2 9 万 4, 0 0 0 円でございます。物価高騰対策としての国の給付金ではありますが、令和 5 年度事業分として交付決定を受けた国庫補助金のうち、令和 5 年度中に使い切らなかった額について、令和 6 年度事業分として活用するため、歳出の事業費とともに繰越しをするものでございます。

財源は 3 1 4 万 6, 0 0 0 円が国庫補助金、2 1 4 万 8, 0 0 0 円が一般財源となっております。

次に、3 款民生費 2 項児童福祉費、低所得者支援給付金事業（こども加算分）で、3 4 5 万 9, 0 0 0 円でございます。先ほどの低所得者支援給付金の対象世帯へのこども加算分ですが、同様の理由で、令和 6 年度事業分として繰越しをするものでございます。

財源は 2 6 6 万 6, 0 0 0 円が国庫補助金、7 9 万 3, 0 0 0 円が一般財源となっております。

次に、8 款土木費 2 項道路橋梁費、狭隘道路整備促進事業で、翌年度繰越額 2 8 2 万 8, 0 0 0 円

でございます。町道直江屋敷1号線における用地買収のための分筆に時間を要したこと、また、町道小犬丸屋敷線における用地買収が難航し、時間を要したことから、年度内に事業が完了しなかったため、令和6年度に繰り越したものでございます。

財源は全額一般財源となっております。

最後に、8款土木費4項都市計画費、かわまちづくり事業で、翌年度繰越額3,288万3,000円でございます。昨年7月の豪雨により、せせらぎ水路が被災をしたことを受け、まずは、かつてより要望があったトイレなどの施設を堤防川裏に整備する計画に見直すこととしたため、令和6年度に繰り越したものでございます。

財源としましては、国庫支出金が1,395万3,000円、地方債が1,690万円、残りの203万円が一般財源となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（山本 定生君） 以上で報告説明を終わります。

日程第9. 報告第4号 経営状況の報告について（土地開発公社）

○議長（山本 定生君） 日程第9、報告第4号経営状況の報告について（土地開発公社）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 議案書の10ページをお願いいたします。

報告第4号経営状況の報告について。

令和5年度吉富町土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

別紙の事業報告書をお願いします。

○議長（山本 定生君） 課長、長くなるなら着座で。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 着座にて失礼します。

1ページです。令和5年度事業報告書。

1、事業の概要です。公有地の拡大の推進に関する法律の趣旨に基づき、町当局の当面した地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進のため協力しました。

2、事業の実施状況です。令和5年度は公有地の取得及び売却はございません。

3、理事会の議決事項です。令和5年5月26日と令和6年3月28日の2回、理事会を開催しております。議決内容は記載のとおりです。

2ページをお願いします。

役職員につきましては、令和6年3月31日現在の役職員の状況です。民間より5名、行政内

部より7名の計12名で構成しています。

続きまして3ページ、監査の状況です。

監査の日時、場所、監事名、監査項目を記載しております。

4ページ、5ページをお願いします。令和5年度月別資金状況です。

4ページ左上の前年度からの繰越額は584万9,131円で、5ページ右下、3月末の資金の残高は579万6,288円となっています。

5月の支出、一般管理費5万3,000円は、監査を行った監事に対する報酬3,000円並びに法人町民税5万円となります。

8月の収入129円は、定期預金100円と普通預金29円の利息収入となります。

2月の収入28円は、普通預金の利息でございます。

3月の支出1万2,000円は、理事会出席役員4名分の報酬1万2,000円となります。

6ページをお願いいたします。

6ページから7ページにわたり、事業管理費と一般管理費の月別の支出内容で、内容は先ほどと同内容で、7ページ右下、合計6万5,000円で支出をしております。

8ページ、9ページをお願いします。7、予算決算対照表の収入の部です。

9ページの下、収入の部の合計では、予算現額585万5,000円に対し、調定額、収入済額ともに584万9,288円、比較では5,712円の不足となっています。

10ページ、11ページをお願いします。支出の部です。

11ページの下、支出の部の合計では、予算現額585万5,000円に対し、支出済額6万5,000円で、不用額が579万円となっております。

12ページをお願いします。損益計算書です。

3、販売費及び一般管理費で6万5,000円を支出しています。

4、事業外収益は受取利息157円のみであり、収入より支出が多いことから、差額6万4,843円が当期純損失となります。

13ページ、9、貸借対照表です。

上段の資産の部、1、流動資産の現金及び預金のみで、資産合計1,078万4,288円。

中段の負債の部、1、流動負債、2、固定負債はございません。

下段の資本の部、1、資本金の基本財産は500万円です。2、準備金は、前期繰越準備金が584万9,131円、当期純損失は6万4,843円となり、準備金合計は差額の578万4,288円です。

資本合計は、資本金合計と準備金合計の1,078万4,288円で、負債資本合計も同じく1,078万4,288円です。

14ページお願いします。10、キャッシュ・フロー計算書です。現金収支の状況を示しています。

人件費支出1万5,000円、その他業務支出として法人町民税5万円、支出合計は6万5,000円、収入で利子の受取額157円、事業活動に関するキャッシュ・フローは6万4,843円、4、現金及び現金同等物減少額は6万4,843円です。5、現金及び現金同等物期首残高は584万9,131円、6、現金及び現金同等物期末残高は578万4,288円です。

15ページお願いします。11、公有用地明細書です。現在、公有用地はございません。

12、財産目録、資産の部、1、流動資産は1,078万4,288円です。内訳として、イ、現金預金578万4,288円、ロ、定期預金500万円です。

資産合計は1,078万4,288円、負債の部はございませんので、差引消費財産は1,078万4,288円となります。

16ページ、13は監査意見書でございます。

17ページお願いします。14、令和5年度分利益金処分計算書です。

(1)前期繰越準備金は584万9,131円、(2)当期純損失が6万4,843円、(3)当年度未処分利益金は差引額の578万4,288円となります。(4)処分量として同額の578万4,288円を次期繰越準備金として処分するものです。

なお、18ページ以降は、令和6年度の吉富町土地開発公社予算で参考資料となっております。収入支出予算の総額はそれぞれ579万円です。

以上で令和5年度吉富町土地開発公社事業報告を終わります。

○議長(山本 定生君) 以上で報告説明を終わります。

_____ . _____ . _____

○議長(山本 定生君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時40分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 6月 7日

議 長

署名議員

署名議員